

千葉県特定不妊治療費助成事業の制度改正のお知らせ

千葉県では、高額な医療費を要する特定不妊治療（体外受精、顕微授精）の費用の一部を助成する「千葉県特定不妊治療費助成事業」を実施していますが、国の制度改正に伴い、下記のとおり助成額が拡充されました。

1 改正内容

(1) 男性不妊治療の初回の助成額の拡充

初回の治療について、助成額が15万円までから30万円までに拡充されました。

※「初回」は年度の初回ではなく、通算の初回になります。

※保険適用外の手術費用が対象となります。保険適用の検査費用は対象とはなりません。

※男性不妊治療費助成申請は、特定不妊治療費助成費申請と同時に行っていただくこととなります。

ただし、主治医（指定医療機関）の治療方針に基づき採卵前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療が終了した場合に限り、男性不妊治療のみでの申請ができます。なお、この場合の助成も、特定不妊治療費助成の通算助成回数の1回の治療としてカウントします。

(2) 上記改正及び元号改正に伴う様式の変更

(1)の改正及び元号改正に伴い、「様式1号 千葉県特定不妊治療費助成申請書」、「様式2号 特定不妊治療受診等証明書」が変わります。

※生年月日以外の「平成」を削除、男性不妊の過去の受給歴の有無・治療期間を追加しました。

2 対象者

平成31年4月1日以降に治療を終了し、制度改正後に申請した方が対象となります。

○申請手続きについては、千葉県ホームページを御確認ください。

【千葉県ホームページアドレス】

<https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/boshi/funinchiryuu/joseijigyuu.html>

【お問い合わせ先】

○お住まいの住所地を所管する各健康福祉センター（保健所）

○千葉県健康福祉部児童家庭課母子保健班 TEL：043-223-2332